
京都総合法律事務所メールマガジン 2024年2月号

京都総合法律事務所の野崎隆史です。

日経平均株価がバブル期の1989年につけた史上最高値を更新しました。

AIへの集中的な投資によるアメリカ株の上昇に牽引されたと理解して良いのかなと思ひ、AIに「日経平均株価が史上最高値を更新した理由を教えてください。」と聞いてみました。

Copilot、Gemini、ChatGPT (3.5) の回答結果は編集後記でご確認ください。

このメルマガでは、自己研鑽の一環として直近一か月に接した情報を整理し、これは(今すぐ or いつか)役に立つだろうと感じたものをお伝えしています。

メルマガをお読みいただいている皆様への特典として、過去に開催したセミナーのテキストや各種雛型等を無料でダウンロードしていただけるようにしています。

URLは編集後記に記載していますので、どんどんダウンロードしてください。

それでは、今月のメルマガを始めます。このメルマガは無断転送大歓迎です！

当事務所の労務チームリーダーである伊山正和弁護士の新刊、好評発売中です。

ポイント解決！そこが知りたい労務相談

30の悩みをずばり解決！（経営書院）

1日1つずつ読めば30日でイカンジの労務担当になれると思います。

私の労務能力もワンランクアップしました！

★書籍の見どころ★

経営者の立場から労働実務上生じがちな典型的な「課題」をピックアップして30の具体的な質問にQ&A形式で解説

https://www.amazon.co.jp/dp/4863263600?ref_=cm_sw_r_apan_dp_7DB1FMRFJ91WEQ9Y7A4F

<目次>

- 【1】皆様への情報提供
- 【2】当事務所のサービス案内
- 【3】セミナー情報
- 【4】編集後記

【1】皆様への情報提供

★セミナー★

【2024年3月14日（金）13:30～14:00・オンライン・無料】

テーマ：2024年4月施行（改正障害者差別解消法）障がい者雇用によるダイバーシティ経営の実践

担当：弁護士 伊山正和

日時：2024年3月14日（金）13:30～14:00（13:15より受付）

会場：Zoom ウェビナー

費用：無料

概要：1. 2024年4月施行の法改正の概要と障がい者雇用の実情
2. 「合理的配慮」に基づく企業が取るべき提供・行動事例
3. 障がい者雇用を通じたダイバーシティ経営の実践法など

特に次のような皆様にお勧めです。

- ・障がい者をクライアントとしている、障がい者を雇用している
- ・障がい者雇用を通じてダイバーシティ経営を推進したい
- ・今回の法令対応に即した実施事項を知りたい
- ・人事労務を巡り、トラブルに発展したことがある、懸念している
- ・法令対応について弁護士に相談・依頼する必要性、メリットを知りたい

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=1107>

【YouTubeにて配信中！】

テーマ：2024年4月1日施行「労働条件明示事項に関する法改正」「無期転換権行使の機会付与」の解説

担当：弁護士 伊山正和

会場：YouTube

費用：無料

概要：2024年4月1日により施行される労働条件明示事項に関する法改正と無期転換権行使の機会付与義務について、企業側の立場から労務問題の解決に注力している伊山弁護士が30分の動画でコンパクトに解説いたします。

<https://www.youtube.com/watch?v=O7rdFKZzPak>

【YouTubeにて配信中！】

テーマ：令和5年最高裁判決－5分で押さえるワンポイント解説

担当：弁護士 伊山正和

会場：YouTube

費用：無料

概要：2023年に出た次の4つの最高裁判例について、1つ5分で20分程度にまとめた解説動画です。

- ①「その名は名ばかり残業代」(最判 R5.3.10)
- ②「トイレ判決というなかれ」(最判 R5.7.11)
- ③「何割減とかそうじゃない」(最判 R5.7.20)
- ④「免職・解雇はおおちがい」(最判 R5.6.27)

<https://www.youtube.com/watch?v=NfTyeo4Eto0>

◆労務◆

【ハラスメント対応】

ハラスメント関係のご相談やセミナー依頼を多く頂戴しており、ニーズの高さを感じますので、当面、注意喚起させていただきます。

年々増加するハラスメント対応のためには、

- ① ハラスメント申告についての社内規程の整備
- ② ハラスメント申告があった場合の事実の調査
- ③ 事実の調査に基づく会社としての判断
- ④ 会社の判断に従った当事者への対応

が漏れなく行われなければなりません。

ハラスメント対応に不安がある場合はこちらの記事を参考にお早めにご相談を！

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=984>

【労災隠し】

ペットフード包装加工会社と部長が労災隠しに疑い（労働安全衛生法違反）で書類送検されたようです。

約2.2メートルの高さから従業員が転落して右腕を骨折し、4日以上休業したにもかかわらず、遅滞なく報告書を提出しなかったとのこと。

労働安全衛生規則 97 条 1 項が「事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその付属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない」と定め、労災に対して遅滞なく報告する義務を課しており、義務違反は 50 万円以下の罰金となる場合があります（労働安全衛生法 121 条 4 号）。

労災の際には速やかに報告することが最善です。

【家事使用人の雇用ガイドライン】

厚生労働省が「家事使用人の雇用ガイドライン」を公表しました。

個人宅に出向き、ご家庭と直接労働契約を結び、その指示のもと家事一般に従事する家事使用人は、労働契約法の適用は受けるものの、労働基準法は適用除外とされています。家事使用人については、業務内容や就業時間などが不明確であるため契約をめぐるトラブルが発生する、就業中のケガに対する補償が十分ではないなどの問題があるとの

調査結果が示されています。このような問題に対処すべく、厚生労働省がガイドラインの策定を行いました。

家事使用人紹介所を行う企業の皆様はもちろん、労働契約法の適用は受けるものの、労働基準法は適用除外とされる業態にかかわる皆様にとっても有益なガイドラインだと思いますので、共有させていただきます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37762.html

【弁護士リチャードソン】

弁護士リチャードソンの直近1か月のポストの中から、超有益ポストをご紹介します。

https://twitter.com/richaso_law

<残業代>

夜勤8時間、但し実働1時間に対し、夜勤手当6000円のみ支給されていた場合、この時間帯の残業単価を最賃割れでも6000円÷8=750円で可とした裁判例はすでにご案内かと(千葉地判R5.6.9)。いわく労働密度の程度にかかわらず日中単価で計算するのが妥当とは解されない。判決日ご参照を。Go!ロックです。

以前にご紹介したこちらの裁判例、ずっと仕事をしているわけではないけど法律的には労働時間という時間帯の賃金を考える上で重要で、事業所側に立って残業代請求を受けた場合、基礎賃金の捉え方、最賃の考え方、割増部分のみの支払いで足りるかなど、知っておく必要がある模様ですので再度ご案内をば。

<秘密漏洩と懲戒解雇>

社内データは多かれ少なかれ秘密なわけですが、従業員の持出事案を不競法上の議論のみで闘うと、営業秘密該当性が云々されてしんどくなるので、あわせて利用「態様」の不正性も強調し、競業他社へ売り込む気満々の立証に成功すれば、退職金ゼロの懲戒解雇が通ることもあるようです(東京地判R5.5.24)

持ち出されたデータが不競法上の営業秘密に該当するかというと、そうはいえないけども、社内データを競業他社へ売る気満々で持ち出すのは、それ自体、会社の業務に支障

を生じるわけですし、売ることによって利益を得るとは何か、というような価値判断にもなりやすいのでは、という次第でございます。

<出来高払制賃金>

出来高払制度の賃金は、業態によっては活用が期待される場所とされているのですが、近時、仕組みを出来高制にしても、仕事の割当や売上高を従業員が左右できず、自助努力が賃金に連動しないなどとして、施行規則 19 I ⑥の出来高払制賃金とはいえないとした例があるので要注意かと(立川支判 R5.8.9)。

<管理監督者>

営業統括部長ともなれば現場のトップで、組織全体でも上には社長や常務などしかいないということもあり、管理監督者と扱われている例がよくあるのですが、裁判例上はそういう職制よりも、人事権、出退勤の自由、残業代ナシでも釣り合う処遇等が考慮されて、まあなかなか通らないのです(東京地判 R5.3.3)

◆コーポレートガバナンス◆

【SNS とリスクマネジメント】

「ちょこっと弁護士 Q&A」に私のコラム「SNS での広報活動で炎上しないためのポイントを教えてください。」が掲載されました。

Q. SNS で広報活動を行おうと思っているのですが、法律に違反したり炎上したりしないための指針を作成したいです。ポイントを教えてください。

https://chokoben.com/media/sns_advertisement_point

【SOX 法に関するアメリカ最高裁判例】

SOX 法とは、アメリカで発生したエンロン事件やワールドコム事件を契機に制定された企業会計不祥事を規制するための法律です。法案提出者の Paul Sarbanes 議員と Michael G. Oxley 議員の二人の名前から取った Sarbanes-Oxley act の略称です。正式名称は Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002 というそうです。

J-SOX 法は、この SOX 法にならい、2006 年 6 月に金融商品取引法が成立した際に規定された内部統制報告制度です。

今般、アメリカ最高裁が、MURRAY v. UBS SECURITIES, LLC, ET AL.において、SOX 法の下で告発者保護条項を主張する告発者は、彼の保護された活動が雇用者の不利な人事処分の寄与要因であったことを立証しなければならないが、雇用者が「報復的な意図」で行動したことを立証する必要はないとする判断を示しましたので、共有します。

なお、翻訳は Copilot に頼みました。英文も AI のお陰で助かりますね！

https://www.supremecourt.gov/opinions/23pdf/22-660_7648.pdf

【是正を確認するまでが監査】

いつも拝読させていただいている監査役ニュースで、

- ・ SOMPO ホールディングスの公表したビッグモーター社による保険金不正請求問題に関する調査報告書
- ・ グッドスピードの第三者調査委員会の調査報告書
- ・ ダイハツの第三者委員会調査報告書

についての検討をなさっていましたので、共有します。

SOMPO の調査報告書については、再発防止策として監査等委員会設置会社に移行すべきとの提言がなされていたことについて、監査役や親会社監査委員の動きや実施していた監査内容について全く触れられていないまま監査等委員会設置会社への移行を提言していることに疑問があり、「機関設計変更という大掛かりな対応で、本当に同社の構造的な問題が解決するのかは未知数」と指摘されています。

グッドスピードの調査報告書については、監査等委員の行動がリスクの指摘にとどまり、顛末については誰も確認していないことを受けて、「是正を確認するまでが監査」、「顛末をきちんと確認しないことは、むしろ「問題は解消した」「問題を監査等委員も黙認した」と社内に思わせてしまう可能性すらあると思われ、気づかない以上の大きな問題になる可能性もあります。」、「監査役等には、社内に嫌われてもいいので、とにかく問題に食らいついて離さない「しつこさ」が重要であると改めて思われます。」と指摘されています。

ダイハツの調査報告書については、監査役に関する言及がほとんど無く、「どのような監査役監査が行われていたのか、またその何がこの不正に至る要因となってしまったのか、いずれも検証ができない事は非常に残念に思いました。」「第三者委員会調査報告書で触れられていなかった=何らの問題もなかった、というわけではありませんので、積極的な振り返りが必要でしょうし、我々も自分ごととして監査の内容の振り返りを行うべきだと思います。」と指摘されています。

いずれの指摘も全くそのとおりです。他山の石としなければなりません。

<https://corporateauditor.blog.jp/>

【防犯カメラと個人情報保護法】

防犯カメラについて皆様の関心も大きいようですので、再掲します。

防犯カメラ等を利用する際の個人情報保護法の留意点はこのパンフレットを出発点にさせていただくのが良いと思います。

Q. 防犯カメラを設置する際に「防犯カメラ作動中」と掲示するのはなぜでしょうか。

Q. 顔識別機能付きカメラも通常のカメラと同じことを注意すれば良いでしょうか？

これらの質問の答えにつまづいた方、必見です。

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/camera_utilize_handbook202312.pdf

◆事業再生◆

【帝国データバンクの倒産集計】

帝国データバンクの倒産集計 2024 年 1 月報では、

- ・倒産件数、21 カ月連続で前年同月を上回る
- ・10 カ月累計、2022 年度の件数超える
- ・医療機関の倒産動向として、2 年連続で 40 件超え、今後は診療所の動向に注目、病院、歯科医院で大型倒産が発生、負債総額は過去 10 年で最大に
- ・ゼロゼロ融資後倒産は、2024 年 1 月は 53 件発生、前年からの増加率は初めて 10% 台に縮小

- ・人手不足倒産は、2024年1月は30件発生、過去最多
- ・結婚相談所の倒産動向として、「マッチングアプリ」台頭で苦戦、結婚相談所の倒産、過去最多
- ・後継者難倒産は、2024年1月は40件発生、3カ月ぶりに前年同月から減少
- ・物価高倒産は、2024年1月は55件発生、「値上げ難型」は10件、過去最多を更新

<https://www.tdb.co.jp/tosan/syukei/2401.html>

【経営者保証 GL】

金融庁が最高裁判所に、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務整理に関するパンフレットを地方裁判所の窓口等へ備え付けるよう依頼文を发出了しました。

また、金融庁が、保証人の自己破産回避に向けた取組みが、今後一層浸透していくことを企図し、経営者保証に関するガイドラインに基づき保証債務整理を行ったことで保証人の自己破産回避に繋がった事例「保証人の自己破産回避に向けた事例集」を公表しました。

お悩みの経営者仲間がいらっしゃいましたら、私達にご相談するようお願いください。経営者保証 GL を活用し、破産を回避して再出発するお手伝いをさせていただきます。

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20240131-2.html>

◆不正競争防止法◆

【不正競争防止法テキスト 2024】

経済産業省が不正競争防止法テキストをアップデートしました。令和5年の法改正を反映・準拠したバージョンです。

不正競争防止法の入門テキストとしてご利用ください。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/unfaircompetition_textbook.pdf

◆知的財産◆

【著作権法違反で逮捕】

2024年2月4日、熊本県警等が、発売前の週刊少年ジャンプをインターネット上に無断アップロードした等の被疑事実で、アニメ関連グッズの販売会社の経営者2名を逮捕したようです。

これまでも早バレは問題視されていましたが、そもそも無断アップロードや無断複製は著作権法違反（公衆送信権の侵害、複製権侵害）となります。

文化審議会著作権分科会政策小委員会の第4回でも「国境を越えた海賊版による著作権侵害に対する対応について」が検討されており、今後も海賊版サイト対策のための規制の強化や捜査の活発化が見込まれます。

◆犯罪統計◆

【令和5年の犯罪情勢】

- ・ 刑法犯認知件数の総数については、平成15年から令和3年まで一貫して減少してきたところ、令和5年は70万3,351件4と、戦後最少となった令和3年から2年連続して増加し（前年比17.0%増加）、令和元年の水準に近づいており（令和元年比6.0%減少）、今後の動向について注視すべき状況にある
- ・ 人口千人当たりの刑法犯の認知件数についても5.6件と、刑法犯認知件数の総数と同様に、戦後最少となった令和3年から2年連続で増加となり、令和元年の水準に近づいている
- ・ インターネットバンキングに係る不正送金事犯については、令和5年は発生件数が5,528件、被害総額は約86億円と急増し、いずれも過去最多となった（それぞれ前年比で386.6%、465.7%増加）。被害の大部分は個人であり、そのうち40代から60代の被害者が60.0%を占めている。
- ・ インターネットバンキングに係る不正送金事犯の手口は様々であり、また、情勢や対策等に合わせて手口が変化することがあるが、令和5年においては、その被害の多くがフィッシングによるものとみられており、金融機関を装ったフィッシングサイト（偽のログインサイト）へ誘導する電子メール等が多数確認されている。
- ・ 戦後最少となった令和3年以降、刑法犯認知件数が2年連続で前年比増加となり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の令和元年の水準に近づきつつある。重要犯罪

の認知件数が既に令和元年を上回る数値となったほか、令和5年中には、国民に不安を与えるような事件等も発生した。

- ・サイバー事案については、インターネットバンキングに係る不正送金事犯の被害が過去最多となったほか、国家を背景に持つ集団によるサイバー攻撃も確認されているなど、極めて深刻な情勢が続いている。
- ・特殊詐欺については、認知件数が3年連続、被害額が2年連続で増加したほか、全年代を対象とした架空料金請求詐欺の手口での被害が昨年比で大幅に増加するなど、深刻な情勢が続いている。
- ・人身安全関連事案については、ストーカー事案の相談等件数及び配偶者からの暴力事案等の相談等件数がいずれも前年より増加したほか、児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数が過去最多に上るなど、注視すべき状況にある。

<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/index.html>

【2】当事務所のサービス案内

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

【リーガルサポート】

従来の顧問契約から一歩進み、皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。

- ・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が企業活動を総合的かつ多角的にサポート
- ・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで全ての案件にベストな解決をご提案
- ・サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただけます。

<https://kyotosogo-law.com/post-3164/>

【契約書サポートプラン】

契約書を制する者が、ビジネスを制します。体裁を整えるだけでは不十分です。

私たちは、皆様の業務の実情と照らし合わせてスムーズに機能するかどうかまでチェックし、チェックした弁護士がアフターフォローを担当します。

対応件数に応じて、ライト・スタンダード・プラスの3種類のサービスをご用意しています。

<https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/>

【ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口】

京都総合法律事務所では、ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口業務を承っており、実績としては、上場企業、大学、病院等があります。

例えば、ハラスメント外部通報窓口業務の実施ステップは次のとおりです。

- ① 「ハラスメント外部通報窓口」として、当事務所の連絡先を社内にて周知
- ② 通報があった場合、貴社ご担当者様にご報告（通報者の意向があれば匿名化処理を行います。）
- ③ ご担当者様と今後の対応についてお打ち合わせ
- ④ 関係者（通報者、対象者、目撃者等）へのヒアリングのサポート又は弁護士による直接対応
- ⑤ ヒアリングを踏まえた報告書の作成

窓口は即日開設することも可能です。

[https://kyotosogo-](https://kyotosogo-law.com/)

[law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3%83%88%e5%a4%96%e9%83%a8%e9%80%9a%e5%a0%b1%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%8d%e3%82%b5%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%97%e3%83%a9%e3%83%b3/](https://kyotosogo-law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3%83%88%e5%a4%96%e9%83%a8%e9%80%9a%e5%a0%b1%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%8d%e3%82%b5%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%97%e3%83%a9%e3%83%b3/)

【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。薬機法違反による逮捕や刑事罰。広告チェックの重要性はますます高まっています。

リスクチェックや代替表現まで、広告チェック全般を承ります。

<https://kyotosogo-law.com/advertising/>

【カスハラ・クレームガード】

カスハラは企業を悩ます重大なトラブルの一つであり、現場を疲弊させないためにも比較的早い段階から弁護士に相談し、対応窓口を弁護士とする準備を整えておくことは、効果的な対応策の一つです。

京都総合法律事務所では、「クレームガード」をご準備し、

- ① クレーム対策の要である「悪質クレームか否か」の判断を弁護士がサポート
- ② 担当者が弁護士に相談するための窓口の設置
- ③ 研修の実施
- ④ クレーム直接対応

を行います。

「お客様は神様です」の呪縛から逃れ、会社と従業員を守りましょう。

<https://kyotosogo-law.com/customertrouble/>

【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役には、

- ・企業戦略等の大きな方向性を示し、適切なリスクテイクを支える。
- ・内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等経営全般のモニタリングを通じて企業不祥事等による企業価値の毀損を避ける。
- ・少数株主を始めとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる。

等の役割があり、これらを通じて、会社は、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。

御社の課題、将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最適な弁護士をご紹介させていただきます。

<https://kyotosogo-law.com/syagai/>

【3】セミナー情報

【2024年3月14日（金）13:30～14:00・オンライン・無料】

テーマ：2024年4月施行（改正障害者差別解消法）障がい者雇用によるダイバーシティ経営の実践

担当：弁護士 伊山正和

日時：2024年3月14日（金）13:30～14:00（13:15より受付）

会場：Zoom ウェビナー

費用：無料

概要：1. 2024年4月施行の法改正の概要と障がい者雇用の実情
2. 「合理的配慮」に基づく企業が取るべき提供・行動事例
3. 障がい者雇用を通じたダイバーシティ経営の実践法など

特に次のような皆様にお勧めです。

- ・障がい者をクライアントとしている、障がい者を雇用している
- ・障がい者雇用を通じてダイバーシティ経営を推進したい
- ・今回の法令対応に即した実施事項を知りたい
- ・人事労務を巡り、トラブルに発展したことがある、懸念している
- ・法令対応について弁護士に相談・依頼する必要性、メリットを知りたい

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=1107>

【YouTubeにて配信中！】

テーマ：2024年4月1日施行「労働条件明示事項に関する法改正」「無期転換権行使の機会付与」の解説

担当：弁護士 伊山正和

会場：YouTube

費用：無料

概要：2024年4月1日により施行される労働条件明示事項に関する法改正と無期転換権行使の機会付与義務について、企業側の立場から労務問題の解決に注力している伊山弁護士が30分の動画でコンパクトに解説いたします。

<https://www.youtube.com/watch?v=O7rdFKZzPak>

【YouTubeにて配信中！】

テーマ：令和5年最高裁判決－5分で押さえるワンポイント解説

担当：弁護士 伊山正和

会場：YouTube

費用：無料

概要：2023年に出た次の4つの最高裁判例について、1つ5分で20分程度にまとめた解説動画です。

- ①「その名は名ばかり残業代」(最判 R5.3.10)
- ②「トイレ判決というなかれ」(最判 R5.7.11)
- ③「何割減とかそうじゃない」(最判 R5.7.20)
- ④「免職・解雇はおおちがい」(最判 R5.6.27)

<https://www.youtube.com/watch?v=NfTyeo4Eto0>

【4】編集後記

2024年2月号、いかがでしたか？

メルマガ特典の過去に開催したセミナーのテキストや各種雛型等の無料ダウンロード先はこちらです。

https://kyoto-kigyohomu.com/?page_id=623

さあ、お待ちかねのCopilot、Gemini、ChatGPT（3.5）の回答結果です。

Q. 日経平均株価が史上最高値を更新した理由を教えてください。

<Copilotの回答>

日経平均株価が史上最高値を更新した背景にはいくつかの要因が影響しています。以下にその理由を整理してみましょう。

デフレからインフレへの転換:

長らく日本経済をむしばんできたデフレが終焉し、マイルドなインフレが定着しつつあることが挙げられます。

これにより企業が原価を適切に価格に反映し、利益を上げやすい構造になってきました。

インフレそのものが株高要因:

インフレにより原材料価格が上昇する一方、販売価格に転嫁できれば売上高が上がり、利益も増えます。

株価も結局はインフレの影響を受ける名目の値だと言えます。

日本企業の変化を海外投資家が評価:

日本企業の経営を取り巻く大きな変化が顕在化しています。

中国からの資金シフトや、日本がインドなどと並んで受け皿になっていることも影響しています。

好調な企業業績:

2024年3月期の純利益が3期連続で過去最高を更新する見通しであり、日本企業が着実に「稼ぐ力」を高めている証しだと報じられています。

これらの要因が組み合わさり、日経平均株価が史上最高値を更新したことは至極当然と言えるでしょう。

<Gemini の回答>

日経平均株価が史上最高値を更新した理由は、複数の要因が重なったと考えられます。

1. 米国経済の堅調

米国経済は、2023年後半から2024年にかけて堅調に成長しており、これが世界経済全体の成長を牽引しています。米国経済の成長は、企業業績の改善につながり、投資家心理を改善させています。

2. 円安

2024年に入ってから、円安が進行しています。円安は、日本企業の海外での収益を増加させ、株価を押し上げる要因となります。

3. 企業業績の改善

2023年12月期決算では、多くの日本企業が好決算を発表しました。企業業績の改善は、投資家心理を改善させ、株価を押し上げる要因となります。

4. 投資家心理の改善

米国経済の堅調、円安、企業業績の改善などにより、投資家心理は改善しています。投資家心理の改善は、株価上昇につながります。

5. 金利の低下

2024年に入ってから、米国金利は低下しています。金利の低下は、企業の資金調達コストを低下させ、株価を押し上げる要因となります。

6. 欧州経済の改善

欧州経済は、2023年後半から2024年にかけて改善の兆しを見せています。欧州経済の改善は、世界経済全体の成長を牽引し、日本企業の業績にもプラスに働くと期待されています。

これらの要因が重なり、日経平均株価は2024年2月22日に史上最高値を更新しました。

今後の見通し

日経平均株価は、今後も上昇を続けると予想されます。ただし、米国経済の先行きや金利の動向など、リスク要因も存在します。投資家は、これらのリスク要因を十分に認識した上で、投資判断を行う必要があります。

<ChatGPT (3.5) の回答>

申し訳ありませんが、私のデータは2022年1月までしか更新されていないので、具体的な日付やイベントに関する最新の情報は提供できません。日経平均株価が史上最高値を更新した理由は様々な要因によるものです。例えば、経済指標の好調、企業の業績改善、政府の政策、国際的な市場動向などが影響を与える可能性があります。最新の情報を知りたい場合は、信頼できるニュースソースや専門家の分析を参照することをお勧めします。

Copilot は、アメリカの株価上昇や円安を要因として挙げず、デフレの終焉とインフレの影響と好調な企業業績を挙げ、「日本企業が着実に「稼ぐ力」を高めている」ことを

要因として挙げて、「日経平均株価が史上最高値を更新したことは至極当然」と回答しています。これに対し、Gemini は、企業業績の改善だけでなく、米国経済の堅調と円安と投資家心理と金利と欧州経済も要因として挙げています。ChatGPT は 4.0 を使わないと本領を発揮できないようですね。

似たり寄ったりですが、Copilot と Gemini の比較では、Copilot の方がやや表面的な回答のように感じました。

ユーザーの方では AI リテラシー向上のためにも複数の AI を活用する必要があり、ベンダーの方では寡占化ではなく群雄割拠による競争を通じた進化が現時点での最適解であるように感じます。

競争という視点では、我らが阪神タイガースも投手や外野手の競争が白熱していて 2024 年も楽しみでなりませんね！

F1 はレッドブルの独占が続くのか、メルセデスやフェラーリやマクラーレンがどこまで迫れるか。こちらも楽しみです！

アルファタウリ改め「ビザ・キャッシュアップ・RB・フォーミュラワン・チーム」のマシンのカラーリング、私好みです。

カッコイイマシンを駆る角田裕毅選手の大活躍に期待です！

1 万字を切るつもりが 3000 字もオーバーしてしまいました。

今月も長々とお付き合いいただきありがとうございます。

無事に書き終わりましたので、「不適切にもほどがある！」を見ながらニヤニヤすることになります。

それではまた来月！

(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HP からご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル 5 階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

知的財産専用ページ

<https://kyotosogo-law.com/intellectual-property-team/>

弁護士 野崎隆史

nozaki@kyotosogo-law.com